



高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部助成

今年度対象の方で接種がお済みでない方は、早めに接種してください。

- ▶接種期間／令和5年 **3月31日**(金)まで
※誕生日前でも接種できます。
- ▶対象／町内在住で、過去に高齢者用肺炎球菌ワクチンを受けていない次に該当する方
 - ①次の各年齢になる方
 - 65歳(昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生)
 - 70歳(昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生)
 - 75歳(昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生)
 - 80歳(昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生)
 - 85歳(昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生)
 - 90歳(昭和 7年4月2日～昭和 8年4月1日生)
 - 95歳(昭和 2年4月2日～昭和 3年4月1日生)
 - 100歳(大正11年4月2日～大正12年4月1日生)

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

- ▶接種費用(自己負担分)
4,000円(生活保護世帯の方は無料)
- ▶接種回数／1人1回のみ
- ▶持参するもの／予防接種依頼書兼予診票(申し込み後に送付します)、健康保険証、生活保護世帯の方は生活保護受給者証、身体障害者手帳をお持ちの方は手帳
- ▶申し込み／事前に、電話で健康づくり課へお申し込みください。

☎健康づくり課(☎581・2121内線211・212)



特別な理由による予防接種の再接種費用補助金事業

造血幹細胞移植などの特別な理由により、免疫が消失し、接種済みの『予防接種法』に基づく定期の予防接種の効果が期待できないと医師に判断された方に、任意で再度の予防接種を受ける場合に負担する接種費用を補助します。補助を希望される方は、再接種前に健康づくり課へご相談ください。

- ▶対象／次の要件をすべて満たす方
 - ①再接種日において、寄居町に住居登録がある方
 - ②疾病の治療として、造血幹細胞移植を受けた等の特別な理由により免疫が消失し、接種済みの定期接種の効果が期待できないと医師に判断されている方
 - ③20歳未満の方(ただし、ワクチンの種類により接種できる年齢に上限があります)
- ▶対象の予防接種／次のすべてに該当する予防接種
 - ①『予防接種法』第2条第2項に規定するA類疾病に係るものであること
 - ②使用するワクチンが予防接種実施規則の規定によるものであること
- ▶補助金額／再接種に要した費用
(文書作成料等は含みません)
※再接種を受けた日の属する年度の町の予防接種業務委託契約の単価を上限とします。
- ▶申請期限／接種を受けた日の翌日から1年以内
- ▶その他／必要書類等の詳細は、健康づくり課へお問い合わせください。

☎健康づくり課(☎581・2121内線211・212)



高齢者インフルエンザ予防接種費用の一部助成 流行前の12月中旬までに接種を受けることをお勧めします

高齢者のインフルエンザ予防接種費用の一部助成を実施します。インフルエンザ予防接種は、効果が現れるまでにワクチン接種から2週間程度かかり、約5カ月間効果が持続するといわれています。例年、インフルエンザは12月下旬から翌年の1月上旬に流行しますので、遅くとも12月中旬までに接種を受けることをお勧めします。

- ▶接種期間
10月20日(木)～令和5年 **1月31日**(火)
- ▶対象／町内在住で、次に該当する方
 - ①65歳以上の方
 - ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(身体障害者手帳1級程度の方)
※年齢は接種日現在です。
- ▶持参するもの／健康保険証、生活保護世帯の方は生活保護受給者証、身体障害者手帳をお持ちの方は手帳

- ▶接種費用(自己負担分)
1,000円(生活保護世帯の方は無料)
- ▶接種回数／期間中1回
- ▶申し込み／事前に、契約医療機関へ直接お申し込みください。町外の医療機関で接種を希望する方は、事前に健康づくり課へお問い合わせください。
※予診票は、町内の医療機関に設置しています。

☎健康づくり課(☎581・2121内線211・212)



中学3年生インフルエンザ予防接種費用の一部助成 流行前の12月中旬までに接種を受けることをお勧めします

町内在住の中学3年生を対象とした、インフルエンザ予防接種費用の一部助成を実施します。接種を希望される方は、事前に医療機関へ予約のうえ、体調のよいときに予防接種を受けてください。

- ▶接種回数／期間中1回
- ▶接種期間
10月20日(木)～令和5年 **1月31日**(火)
- ▶対象／接種日現在、町内在住の中学3年生
- ▶持参するもの／予診票、町が発行する接種券、母子健康手帳、健康保険証、保護者が同伴できない場合は委任状、生活保護世帯の方は生活保護受給者証
- ▶接種券等必要書類の入手／町内の中学校を通じて対象の生徒に配布します。町外の中学校に通学されている場合は、接種券等必要書類を送付しますので健康づくり課へご連絡ください。
- ▶接種費用(自己負担分)
1,000円(生活保護世帯の方は無料)

- ▶接種回数／期間中1回
- ▶その他／接種の際は、原則保護者の方の同伴と保護者の同意(予診票への署名)が必要です。保護者が同伴できない場合は、必ず委任状を提出してください。
- ▶申し込み／事前に、町内および深谷市内の契約医療機関へ直接お申し込みください。
※町内および深谷市内の契約医療機関以外で接種した場合は、全額自己負担となります。
※契約医療機関は、事前に配布する契約医療機関一覧をご確認ください。

☎健康づくり課(☎581・2121内線211・212)

